

『通いの場』の運営・開催のために 無償で使用できる場所を探しています

『地域包括ケアシステム』推進の一環として、地域住民が主体的に運営する『通いの場』が増えてきています。高齢者等が『通いの場』を運営し、参加者としても通うことで、生きがいづくりや介護予防の効果をもたらすことにつながっていきます。



そのような『通いの場』を定期的に行なうことができる場所を探しています。

たとえば・・・（イメージ）

- ・ 5人から10人程度が集えるスペース
- ・ 茶話会や簡単な体操ができるようなスペース
- ・ 通常使用している場所でも、空き時間等に活用させていただけるスペース

など



マンションや団地の集会所



開店前・閉店後の店舗等のスペース

施設等の交流スペース



詳しくは、下記担当までご連絡をお願いします。

連絡先

048-966-3411

（越谷市中央市民会館2階 越谷市社会福祉協議会）

担当：地域福祉課 地域福祉担当 生活支援コーディネーター

通いの場とは・・・

高齢者等が歩いていける範囲にある地域住民のつどいの場。
その場所で行う、体操や趣味活動、お茶会などの様々なスタイルでの地域住民間の交流を通じて、
生きがいづくり・介護予防、支え合いの推進が期待できる。



どんな通いの場があるの？

通いの場の実施内容・開催頻度・参加対象者などによっていろいろな通いの場があります。

体操・運動系

定期的な運動・体操を通じて、
介護予防を図りながら一緒に
参加する仲間ができます。

ラジオ体操
楽唱体操
介護予防体操などをしている
場があります。



趣味・サークル系

共通する趣味活動を通じて
参加者と交流することができます。

絵画・合唱・書道・健康麻雀
・和裁など市内にもいろいろ
な活動があります。

参加者・開催頻度は様々です。



通所型サービスB

高齢者を対象として、介護
予防に資する体操の要素を
取り入れた週1回以上開催
している通いの場。
一定の研修を受けた担い手
を中心に住民主体で活動を
しています。



ふれあいサロン

『福祉推進員』が中心となっ
て、参加者と一緒に企画・運
営していく場。
多世代型・高齢者中心型・子
育て世代対象等様々です。
開催頻度も月1回程度が多く、
内容もお茶のみ・体操・小物
作りなどがあります。

